

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年3月11日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年3月11日(金) 午前9時56分～午前11時26分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
中崎孝彦
会長 前田耕一
副会长 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
高野利人 新山さおり
- 6 案件
1. 第37回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2016への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議会の情報化について
(2) 反問権の取り扱いについて
(3) 公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時56分 開会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

38回目の検討部会を開かせていただきます。

きょうは3月11日ということで、5年前、森副部会長が質問中に大きな揺れがあって、私自身も、あつ、地震やと声を出した記憶があります。その後すぐ休憩になって、会派室でテレビを見て、あの津波の恐ろしさというのは初めて見ました。もういわゆる鉄砲水みたいな感じで、本当にこんなに怖いものだなというふうに思いました。改めて記憶を思い出しながらしておるところでございます。

それじゃあ座ってさせていただきます。

事項書によって進めさせてもらいます。

まず1番目に、第37回検討部会の確認事項についてということで、渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、前回37回の部会の確認事項でございますが、前回は亀山市議会タブレット端末等の使用に関する要綱案と申し合わせ案、この2つをご確認いただきました。そして、各会派で意見を聞いてきていただくというふうなことで、その結果を後半の議題のほうでまたお聞かせいただいて、きょうこの要綱案と申し合わせ案を部会として確定していただきたいというふうに思っております。

そして、本会議終了後の推進会議の場で最終全議員さんに確認をいただく予定となっております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項についてはよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは次に、議会改革白書への掲載ですけれども、これは確認事項なしということでよろしいですね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 現時点ではなしとしてございますが、最近決まったことが大きく3点ございます。というのは、本会議での代表質疑のほうで、2人会派も現時点では45分ということで、この3月定例会でしていただいておりますけれども、9月に向けて、この代表質疑については2人会派も認められておりますが、この時間等についてはこれから検討していくということで、まだ最終確定がしていないということで上げてございません。

それから、予算決算委員会のほうも今回3月の予算の委員会ということで、これの試行ということで総括する場合は40分、個別質疑は30分、2巡目はなしというふうなことを確認いただいておりますが、これも予算としては初めての試行ということですので、今度の9月に向けてまた確定した時点で上げていきたいと思っております。

それから、昨日の代表者会議におきまして、従来所管事務概要説明を5月と11月、どちらで聞くのかということで、合併前は5月で亀山市はやっておりました。合併してから選挙の関係もありまして、選挙は10月ですので、11月に所管事務を受けるようになりまして、それ以後、やはり5月の当初の事業内容を聞くのも大事だということで、5月と11月と2回聞く時期がございました。そんな中で、昨年2回も聞かんでもいいんじゃないかということで、その都度代表者会議で議論していただいていたんですけども、今回一応ルールとして、聞くのは5月だけというふうなことをきのう代表者会議で決めていただきました。ただ、11月、昨年みたいに資料を求めるかどうかとかさうい

ったことについては、次の代表者会議で決定していただいて、確定したら白書のほうに載せていく段取りをしたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 補足になりますけど、代表質疑の時間については、3月議会が終わってから議会運営委員会のほうで結論を出していただくと。だから9月の決算のときに、もうはっきりいわゆる試行ということではなくして決定ということ動いていこうということなんです。

それから、予算決算委員会の総括を含める場合は40分という、これも今回いろいろと議員の数も変わったりいろいろしますんで、今回初めてそういう形になるということです。

それから、所管事務については、先ほど言われたように11月をどうするかということがまだ十分に詰まっていませんので、その点だけは今後、でもこれはちょっとまた先でも間に合うことなんで、特にきのうの段階では決定まで至らなかったということです。以上です。

3番目、これよろしいですか、この内容について何かありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） なければ議題に入っていきたいと思います。

まず1つ目は、議会の情報化についてということで、渡邊室長から。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これについては、前回要綱案と申し合わせ案、2つを説明させていただきましてご確認いただきました。

そして、記述の問題で、修正した箇所、部会長のほうからも意見をいただきまして修正を加えた箇所がございます。これは、要綱案の第3条の第3項ですかね。使用者は、タブレット端末にアプリケーションソフトを追加しようとする場合は、事前に議会事務局に届け出て、議会改革推進会議検討部会の協議において承認を受けなければならぬと、ここだけ表現を変えております。

そして、あとは各会派で一応それぞれの案をご説明していただいて、意見がございましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） それでは、前回各会派のほうで意見を聞いてきていただくということでお願いしましたんで、その報告をいただこうかなと。そちらから言うてもらおうか、じゃあ西川委員のほうから。

○部会員（西川憲行君） ぼふらは、特にありません。

○部会長（服部孝規君） なし。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 新和会につきましても、説明した結果、特に異論はないということで、もう要望もないということでお願いします。

○部会長（服部孝規君） 副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 公明党もございません。

○部会長（服部孝規君） ございませんね。

創政クラブさん。

○部会員（豊田恵理君） 創政クラブも、現状まずこれでやってみたらということで、特に問題ありません。

○部会長（服部孝規君） 緑風会さん。

○部会員（高島 真君） 緑風会に関しては、一遍やってみると、そんな感じでした。

○部会長（服部孝規君） 共産党も問題なしということで。

そうなりますと、これでもう皆さん一緒やと思うんですけれども、とりあえずこれでいけと。問題が生じてきたらその都度見直してやると。多分わからないこともようけあるんで、やってみないとわからない。とりあえず何がええかわかりませんが、とりあえずこれでいけと。問題が出てきたら変えるということによろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあそんなことで進めて。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、今この2つの案、ご了解をいただきましたので、閉会日、本会議終わりましたら議会改革推進会議に切りかえていただきまして、全体で諮っていただきたいと思っております。それで、ご了解いただきましたら、この要綱と申し合わせに沿って運用を開始していくということになります。

4月になりましたら、2回ほど研修会というような形で操作の研修の場を設けたいというふうに思っております。もう議員さんによっては使える方もお見えになると思っておりますので、1回は全員研修という形をとらせていただいて、2回目あたりはもう希望者だけでもいいのかなというふうな形で今現在思っております。

そして、5月から通信機能を持たせていただきますので、皆さんに配付できるのは5月、多分連休明けぐらいになろうかと思いますが、配付をさせていただく予定をしております。

そして、一番最初が所管事務概要説明の委員会協議会でタブレットを本格的に使っていくというふうなスケジュールを考えております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上のようなスケジュールです。よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 手に届くのは、多分連休明けということで考えておいていただいて。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） ちょっと関係ないといえば関係ないんですけど、当局側というか、そっち側のほうでは全くこういう何かパソコンの持ち込みとかという話はないんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 理事者側やな。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今のところ執行部のほうからは話はございません。

ただ、その行革の中でもペーパーレス化というふうなことが当然うたわれておりまして、こういうタブレットの活用も入っております。議会のほうは先行してやっておりますけれども、今後はこういうことが執行部のほうにも普及していくというふうには思っております。

うちもとりあえず、今このWi-Fi環境なんかなるべく経費をかけずにということで、今取り組んでおりますけれども、実際の運用についても、よその市議会はタブレットのシステムを活用してやっておりますけれども、うちもとりあえず経費をかけずにということでシステムを使っておりますが、これで執行部も入ってきますとかなりの台数のタブレットを動かしていくことになりますので、Wi-Fi環境も庁舎としてのWi-Fiをきちっと設置していただく必要もあろうかと思っておりますし、そのときはシステムもきっちり構築していくべきやと思っておりますので、その辺は一緒にやっていきたい

とは思っていますが、今のところそんな話は具体的にはまだないです。

○部会長（服部孝規君） 他によろしいか。ありませんか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあなければ、そんな日程で進めていきたいと思います。

次に、2番目に反問権の取り扱いについてなんですけれども、これは先日の本会議の中で、櫻井清蔵議員が反問権を市長が行使されたという中で、いわゆる市長が発言をするときには時計をとめるんですけれども、基本その従来例からいくと、議員側がそれに対して答えるというのか、そういう発言の時間に関してはカウントしていくというような形になりまして、ちょっといろいろとトラブったんですけれども、この点はやっぱりきちっとしたいなということで、きょうそのことを中心に議論をしていきたい。あくまでこの検討部会は、この問題に関しては決定する立場にありませんので、あくまでも検討部会としての意見をまとめた上で、議会運営委員会のほうで決定をいただくというふうなことを前提に、きょうはちょっと議論をいただきたいなというふうに思います。

まず、事務局のほうから説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、この反問権の関係は、議会基本条例を施行した22年8月20日の直前の議会運営委員会でも議論は当然されております。そのときは、反問の時間は別枠として取り扱うという規定だけございます。ですので、この反問の時間というのが執行部の反問の時間のみを指すのか、それに対しての議員側の再度それに対してもう一度趣旨を明確に質問することも含めてなのかというところが、その言葉が何もないんです。ですので、運用としては過去6回反問権、前回の櫻井議員さんを入れると7回、本会議と予算決算委員会で反問権が行使されておりますけれども、運用としては、執行部側の反問の時間を別枠扱いということととめておりました。

ちょうどカルテでは反問権の取り扱いについてということで、検討課題13ということでルール化された、明文化されたものが何もございませんので、これで反問のできる範囲とか、回数とか、こういったものも明確化していこうと。その中に、この時間のことも含めて検討をしていこうという中で、前回の本会議であったわけなんですけれども、資料5で県内の反問権の運用状況ということで、各市議会、照会をかせさせていただきました。

資料5でございます。現在、反問権を導入しておる市議会は14市中11市でございます。ちょっと色分けしてあるんですけれども、このピンク色の部分は、反問及び反問に対する議員の答弁は質疑・質問時間に含めていないと、これが3市でございます。それ以外、黄色の部分、これは反問及び反問に対する答弁を質疑・質問時間に含めている、これが6市です。そして、この水色は特に決めてはなかった中で、1回行使されたときは含めたということですので、実質含めておると。両方含めておるのが7市ということで、圧倒的に含めておるほうが多いと。

亀山市だけは、これをあえて分けて執行部は含めない、議員側の再質問は含めるという運用をしておりました。これがちょっと県内の状況でございます。この辺も含めてちょっとご意見をいただきたいというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） 県内の状況は含めるところと含めないと分かれていますけれども、亀山以外のところは、とにかく執行部も議員側も同じ扱いをしているということですね。亀山だけが執行部側と議員の側と分けて扱っていると。これはやっぱり少なくともこれは一緒にする。つまり含めるの

か含めないのか、もう両方とも一緒に扱いをするというような方向にいかないとまずいかなというのの一つ思います。ただ、含めるのか含めないのかはいろいろ分かれると思うんですけども、意見を聞きたいと思います。どうですか。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） その反問権の内容についてなんですけれども、何か今までの事例だと、質問の意図がわからないという意図でもう一度お願いしますということだったと思うんですけども、例えば当局側のほうが、そうではなくてこうこうこういう意味なんだと。もっと議論が深まっていくというか、そういうのだったら、それは質問・質疑に対しての答弁で深まっていくことというか、議論になるべきことなので私は含めるべきだと思うのですが、その反問権の範囲というものが私もちょっと不明確なので、その辺はどういうふうな状態なのかをちょっとまず教えていただきたいと思います。

○部会長（服部孝規君） 議会基本条例の中に、議員は趣旨を明確にして質問せいということがうたわれている中で、そのことができていない場合に関しては、理事者側としては答弁のしようがないんで、そういうときに、理事者側としてはその趣旨を明確にしてもらおうという意味で改めて聞くというのが反問権。だから議論が深まるということではなくして、質問の趣旨がわかりづらいと。例えば僕が記憶しておるのは、伊藤彦太郎議員が、当時庁舎建設の問題で質問したときに、市長は要するに、あなたは庁舎建設を推進する立場なのかそうでないのか、それをはっきりしてくださいみたいなことを質問の趣旨として聞かれたことがあったんですけども、そういうような質問者の意図というのが答弁者のほうに理解できない、わからない、伝わらないという場合にそれを反問権で使うという。だから、議論が深まるというよりはそういうことだろうというふうに思います。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 先ほどの豊田委員のおっしゃっていることは、多分反論、反問ではなくて反論はそこには含まれていないと思うので、だからどういう趣旨で聞かれているかということをもう一回聞くということだと。問うですので、そうじゃあないかなあと思っているんですけど。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 僕もよくわからんもんで思うておったんですけど、今豊田委員が言うたように、反問権というのは、僕が思うておったのは、時間はどうなるのかなあということはあるんですけど、反問権というのは議論というか、そういう内容に対する一つのキャッチボールみたいな、議員と行政側とのというようなことを思うておったんですけど、今部会長の言うのにはそういうことで、質問の意図がわからんと、理解しにくいので反問で聞きますということなんです。それだけちょっと確認。

○部会長（服部孝規君） 他にどうぞ。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 反問権、行政、相手側から使うあれなんですけれども、この間櫻井議員の言葉をかりて言えば、ずうっと反問権使うていけば時間が減っていくばっかやと言われますけれども、行政側がそういう常識範疇の間でやっておって、本当に質問の意図がわからずに言うて、それを説明して時間食ただけやと思いますので、行政が質問したときは時間は食わない、こっちがその意図を説明したときは時間を食うというのはちぐはぐ過ぎますので、この紙に書いてあるようにどっちか時

間を食わない、時間を食う、どっちかにもう両方ともを当てはめていけば一番問題的にはあっさりしているのかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 質疑にしても質問にしても、事前に通告をして聞き取りもされているということで、ある程度のこっちの伝えたいということは伝わっていると思うんです。そうやから、やっぱり基本条例にのっとっていけば、本会議場でもきちっと自分の意図が伝わるように説明もしていく必要があるのかなあと思うので、私は入れてもいいんじゃない、両方とも時間含めてもいいんじゃないのかと思います。

○部会長（服部孝規君） 他の人、意見。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今の話、どちらかに決めていくとなると、反問権、素直に市長が反問権を使います。もう一回質問を繰り返してくださいと言われる反問ならその時間を含めてもいいと思うんですけど、その反問までの間にも時間を使われて、それでまた反問お願いしますと言われて、またもう一回同じ質問を繰り返すというようなことになった場合、無駄に時間を浪費する場合もあるのかなという気はしますけれども、その辺の反問の範疇とか、反問のやり方というものについても、もし含めるのであれば明確な定義が必要になるのかなあと。含めないとすれば、答える答弁者側の裁量で、反問権を使うので時間をちょっととめてくださいということで、そこで何についてわからないのかとかという詳しい説明をしてもらっても、質問する側も、ああ、その部分についてわからんやなあとか、全体としてもう一回言うたほうがええんやなあというのが、その辺が時間を気にする余り中途半端になってしもうてもいかなのかなあとという気はするんですけど。

○部会長（服部孝規君） 他にどうですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） この間、私いろいろ考えておったんですけども、櫻井清蔵議員の例で言うと、あれは反問が必要であったのかなという思いが私はしています。あの人の質疑の仕方、質問でもそうなんやけど、くどいぐらい繰り返すんですよ。だから、少なくとも彼が言わんとした意図というのは、私は伝わっておったように思う。だから、あえてあそこでなぜ市長が反問権を使ったのかなという思いがあります。だから、その辺がちょっと市長のあれがわかりませんけれども、それで一つは大もとのところでは、先ほど言うたように基本条例の中で議員として考えるべきは、反問権を使われないようにきちっとやっぱり趣旨を明確にして質疑・質問するということがまず基本やと。そこが曖昧なために、いわば反問されるのであれば、それはもう議員側の責任として受けとめざるを得ないだろうというのが、僕は含むほうの派の意見やと思うんですよ。ちゃんとした質問しておったらそんな反問権は使われんで済むんやから、だから反問権を使われるというのは自分の責任やという、質問の仕方が悪いんやという意味で時間に含めるんやという考え方ではないかなと私は類推する。

ただ、さっきも言うたように櫻井清蔵議員のああいう問題を考えると、それじゃあ理事者側が善意と全て考えればそれでええんやけれども、例えばもう意図的に時間を使うたろかと、高島委員が質問しておる時間を減らしたろうかというんで、ちょっとわからん、高島委員の言うたことわからんと言えば、それは反問権は当然認められていくわけやね。そうしていくと、それを含めていくとどんどんそのことで時間がとられていくという問題が一方で出てくる。そのところをどうカバーするかと

いったら、やっぱり議長がそこで、十分今の高島議員の質疑で要点はわかると思うんで答弁願いますと、反問権を認めないということも僕はありかなと。そうしないと、何もかも市長がわからんから反問権というたら、それ全部認めていくとなると、言うたように悪く言うと時間を減らすためにわかっておってもわからんというやり方も使える。そこをどうカバーするかというたら、やっぱり議長が、それは十分要点もわかったはずやから答弁をなさいよということを議長が市長に求めると。だから、反問権は申し出ても認めないという、そういう担保さえとれば時間に含めても僕は構わないんじゃないかなと思うんですけど。そこがないと、その担保がないと時間から外してくれということになるんですよ。だから、そののところがどう担保するかということやと思う。

前田会長。

○会長（前田耕一君） 確かに議長が判断していく部分は非常に多いと思うんやけれども、今回のケースの場合だけやなしに、それ以外の例えば質疑・質問にしても、結構質疑・質問の時間が長いのはあるんさな。そうすると、その中で話の中がぶれてくる。最終的に質問することは出てくるんやで、そこだけ捉えればそれでいいんやけれども、例えばちょっと名前出してしまいうけれども、例えば鈴木議員が結構長うしゃべったわな。例えばあれで、さっき言うた理事者側が悪意と言ったらおかしいけれども、ちょっと理解できやんで再度と言われたら、彼があのとおりのことをしゃべれるかというたらしゃべれへんと思うんや。多分、質問の要旨が理解できやんと言われたら。そんなんもあるんで、やっぱり質問者が要点をきっちりまとめ上げて、さっと質問して、それで再質問あってもそれすれば、そんな反問権なんか時間含めてもとらへんと思うのな。せいぜい10秒か20秒で済んでしまうと思うんで、そういうところをやっぱり質問者の質問の仕方、これもやっぱりあると思うんやな。

それで、森副部長も言うておったな、最後この間も質問は5分ぐらいたつたときに、5分ぐらいしゃべったわな。しゃべりたいと言うておったよな。そうすると、あれを一つの質問の仕方わからんけれども、質問かどうかということもあるわけやな。持論を述べる場かどうかというのものもあるもので、どの辺でその辺の見きわめをするかというのは非常に大事やと思います。

○副部長（森 美和子君） 一般質問は、でも自分のあれを言えば別にいいわけですよ。

○会長（前田耕一君） ええけれども、それで質疑、答弁を求めていなかったよな。

○部長（服部孝規君） ないない、最後の締めの。

○会長（前田耕一君） そうそう、締めの、あるいは一言でも例えば確認したいとかお答え願いたいと言うてしもうたら、もうまたしゃべってしまうと思うでさ。その辺のやっぱりふなれな部分もあると思うんで、もう少しうまく対応を。

それと、今回もそうやったけれども、市長なんかも反問権を使いたいと言うても、ぱぱっと上がってきて、あの辺についてもやっぱり十分にお互いが反問権について消化されていない。

○部長（服部孝規君） 森副部長。

○副部長（森 美和子君） 済みません。反問権のことは、議長の口から、まず理事者側で反問権を使われる場合は、議長にその旨を言ってほしいみたいなことを言っていただいたほうがいいん違いますか。

○部長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 一応その反問権の場合の進行のルールというか、シナリオはあるわけなんですけど、それについては、つい最近も執行部のほうにも局長からお渡しをいただいております。

す。というのは、たしか反問権、27年の9月とか6月、昨年2度ほど使われたんですが、どうも市長が登壇されて、今から反問権を使わせてもらいますとそのまま反問に入っていくと。でも、あくまであれは反問の許可を願いますということで、そうやって議長が許可をして、それでやっと反問できるというふうな次第になっておりますので、それは局長が言うてもうてあったんですけど、また前回も同じようなことになりました。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 議案質疑の場合も、質疑をするところから逸脱しない、一般質問にならないということを必ず議長が言うじゃないんですか。そういう形で毎回毎回言っておいたらなれてくるので、そんな必要はないのかなと。私もあそこへばあっと出て行ってしゃべろうとされたので、こっちも大分勉強してきたんで、あっと思ったんですけど、やっぱりそこは一回一回言っても別に議長、どうでしょうね。

○部会長（服部孝規君） 前田会長。

○会長（前田耕一君） ですから前回の場合も、基本的に反問権の場合は自席から議長と言ってもらって、そこで反問権をと言うけど、ぱぱっと上がってきて、そうやでまた自席へ戻ってくれとも言いにくいもので、ちょっと待ってという、横で立って待っている、決してあれが正しい姿じゃないと思うんだけど、それをきっちりと確認して、理解した中で進めていかないと、もうその時間が含む含まない問題よりも、それ以前の問題のところでもやっぱりしっかり確認しておかないかん部分もあると思うんでな。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 理事者側にそうやってきちっと反問権の部分の用紙とかを渡してあるんであれば、議長はもうとめたらいいと思います。向こうはわかっているんであれば、わかっているルールを無視するんであれば、議長がちょっと待ってくれと。自席に戻ってくださいと言ってもいいと思いますよ。

○部会長（服部孝規君） それはそうやな。

前田会長。

○会長（前田耕一君） やっぱり来て上がってきてくれたら、そこで戻れというのは言いにくい部分というのはやっぱりあるんですな。

ですから、先ほどから櫻井清蔵議員の時間の進め方とかもあったわね。あのときなんかでも、僕は全然気にしていなかったんやけれども、最初は。すぐに、僕はもう自信なかったもので、進んでおって問題ないと思ったけれども、100%の自信ないもので事務局に確認したら、事務局のほうも、書類をめぐってくれたものですぐ出ると思ったんさ。そやでもう暫時休憩もせんだんやけれども、それでもわからんと。室長しか知らんということになってしもたもので、そうやで暫時休憩にしたけれども、あんなもたもたしておる中でもテレビ放映していますわな。そなん全然意識するようなレベルと違うわけやな、急にそういう場面に出たときに。そこで、あんた戻れとかということもやっぱり言いにくいというのが、ワンテンポ、ツーテンポ置いて進めたらいいかもわからんけれども、やっぱりふなれな部分が、それも突然そういう事態になると出るんですわ。本当はあかんのやけどね。

○副部会長（森 美和子君） いきなりですもんね。

○部会長（服部孝規君） そうですね、今回やっぱり議会は生き物やというね。だから、何が起こる

かは本当にある意味わからない。だから、そのときにぱっと対応できるというのはなかなか大変やというのと思う。だから、そのためにはやっぱり少なくともそのときにどういう対応をしたらいいかというのをきちっとやっぱり明文化したものを議会が持っているということは必要やね。

それから、できればそのことを皆がちゃんと頭に入れておけばええのやけれども、それはなかなか大変なことなんで、少なくとも議会としての明文化したルールというものを持っておれば、それで暫時休憩をぽんと入れて、そこで確認して対応できるということになるんで、その辺が今回大事なかなと思うんですけど。

本題に戻って、いわゆる時間、これ理事者側も議会側も一緒に扱いをするということについてはよろしいか、それについては。亀山市が今やっているような形じゃなくして、同じ扱いにする。それについては含めるのか含めないのかと。この辺で意見が分かれてくるのかなあと思うんですけども、その点に絞ってちょっと意見をいただけたらと。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 先ほど言われたみたいに、議長の裁量である程度という話もありましたけど、先ほど議長本人が言われたように、あの流れの中で急にぴっととめるというのもなかなか難しいと思いますし、それから客観的に見て、この反問が正しいのか正しくないのかという判断は、やっぱり議長によっても変わってくると僕は思います。という、やっぱり常に一定のルールにはなりづらいのではないかなあと思います。

それと、理事者側のスタンスの問題、善意的にとれば時間を潰さないように、できるだけ反問権を使わないようにしようと。でも、悪意的に見れば、反問権を使えばちょっと質問の時間が短くできるやんかというふうになっても困るので、もうはなからできるだけ反問権は使わないように我々議員側も努力して質問をしましょうと。それで、もし使われたときは、でも時間を気にせずに反問権の中できちっと説明をお互いが理解できるようにやり合おうという方向のほうが、僕はいいのではないかなと。

○部会長（服部孝規君） 時間をとめるということやね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 時間を気にせずに反問の間はできるようにすると。ただ、我々のスタンスとしては反問権をできるだけ使われないようにする。それを努力することによって向こうも使いにくいので、時間どおり進んでいくというのが基本ベストなのかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） ほかの委員さん。

○副部会長（森 美和子君） 言うてるのはわからなくはないけど、納得してもらえるか。

○部会員（西川憲行君） うちのほうが悪いわけじゃなくて、反問したのは向こうですからね。

○部会長（服部孝規君） どうですか。結論ができませんかね、今回は。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今ちょっと僕も思うておったんですけど、その反問権でそれは議長の裁量でそういう反問権を認めないとか何とかという話が出ておったんですけど、反問権で質問者の意図がわからん、どういう質問かようわからんというのは、理事者側がわからんということで言うておるやつなもので、それは議長は議会を統括するという意味ではあるんですけど、やっぱりそのところは、反問権というのはもうわからんと言えば、理事者側の反問権は当然認めるべきやというふうに思いま

す。

それと、時間については、やっぱり反問権は、一遍議員が質問をした、質疑をしたということに対してわからんわけですから、その議論の中身とは違うもんで、それはやっぱりそういうことをするというのやったら、やっぱり質問時間の例えば30分とか45分の中では含めない、とめるということ。反問権に対してその反問で議員がまた答えるというのも含めない。両方とも含めないというのが僕はええと思います。

○部会長（服部孝規君） ああ、なるほど。

どうですか、こちら。含めるか、含めないか。判断しづらい。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） いや、私は基本として含めてもいいという判断なんですね。というか、皆さん、議場だけでなくテレビの方とかも皆さん見られていますけれども、そんなに頻繁に起こるほど、その質問がわからないということってないと思うんですよ。明らかに皆さん、普通はわかる。それがどうしてもわからないというときに使うことであるので、そんなに乱用もしにくいと思いますし、そういう意味では、やはり普通の会話というか、議論というかというふうに考えると、とめることがちょっとなんか不自然な気がするという、感覚的なもので申しわけないんですが、そんな感じがします。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今豊田さんはそうやって言われたんですけど、例えばテレビで中継しておいて市民の方が見てみえるときに、理事者側が反問権で今の質問の内容がちょっとわからんという反問権を使ったときに、そういうことを理事者側が反問権を使うということは、テレビを見ている方も恐らくというか推測ですけど、あのA議員の言うておことはわからんなあと思うて見ている人が多分多いと思うんですよ。そういうことでいくと、やっぱり今も繰り返しになりますけど、反問権というのは、やっぱり今の言うような議長がどうのこうのというようなことよりも、むしろ反問権が出てきたときはもうスムーズというか、必ずというか認めるというのが僕はええと思うて、今そういうことを思うんですけどね。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） そもそも反問権がないほうがいいといたしますか、まず本当に整然ときちんと議論が進むことがもともと一番いいことであって、だからこそ本来は、私は反問権が出ない議会というのが一番いいと思っていますので、議員自体もやはりきちんと正確に、やっぱり相手に質問の意図が伝わるように話せばいいなと。ちょっとうまくまとめられないな。そうなると、やはりあんまりそこに含めないというふうにやってしまうと、確かに明確にはルールはできるんですけども、やっぱりそこは議員の努力ではないかという意味で、私はやっぱり今のお話もあつたけれども、時間は含めたほうがいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今豊田委員が言われたように、議員の努力だというのは当然なんですけれども、でもお互いが話している中で理解ができるかできないかは聞く側のものもあるので、それは100%でいけないと思いますし、今言われたように感覚的なものではなくて、本来の議論、ある一つの問題に対しての質問をしているのと答弁をするというこの時間は限られていると思うんですよ。ただ同じ質問を2回繰り返すのはよくありますよね。市長の答弁が曖昧やったもんで、もう一回答えて

くれという方いらっしゃるんですよ、たまにね。それは、質問のほうが自分の時間を使ってもう一回答えてもらっているわけですよ。でも、それを市長側からやられたときにもう一回質問してくれと言われるのは、質問者側としてはちょっとやりにくくなりませんか。

この議会自体は、今言われたように反問権を使われないようにするのは我々の努力かもしれないですけども、それは善意的にとれば使われないだけであって、悪意的にとれば向こうは幾らでも使えるわけですから、いや、今の言い方わからなかったですよ。そういうことを考えたときに、それからこの場でしっかりとしたルールをつくっていくんですから、曖昧な努力目標で、努力していくことで解決しましょうというその言い方は、ちょっと僕は納得できないです。ここでは明確に、客観的に誰が見てもこれならできる、これならできないというルールをつくるべき場だと思っているので、中途半端にこれぐらいでいいんじゃないのとか、こういうふうに努力していけばいいんじゃないのというのでは、ちょっとほかの議員さんにも納得してもらえないんじゃないかなと思います。

○部会長（服部孝規君） さっき私、議長が判断するという問題について、例えば周り10人中9人までは趣旨のわかる質問やのにも思っても、当事者であるその答える人がどうも趣旨がわからんと言われればそれまでやね。わからんのやもん。わかっておるやろう、そんなんと言うたところで、いや、私はわからんのやわと言われたら、それは認めざるを得んやろうなど。だから、実際問題そんな場面はなかなか、議長の段階で、今のは十分わかるあれやから反問権は認めませんなんていうのは、なかなかこれはしづらい話だろうと。

だから、そういう意味で言うと、やっぱり基本は議員がきちっとせなあかんのやけれども、やっぱり反問権があった場合、それなりにこちらも答えをしていく必要がどうしても出てくると。だから、議長がとめるというのは、なかなかケース的にはないかなあという。だから、もう含めるんか含めないのかという、ここでもう決めていくしかないかなあ。それは、一つは善意で解釈すれば、理事者側がそんな悪意に使うことはないという立場に立てば含めてもいいということになるかもわからんし、逆にそういう使い方をされるんではないかというちょっと悪意を含めてからすると、もう外したほうがええやないかという議論にもなっていくかなあと思う。そこら辺の判断が難しいかなあと思うんやけどね。

前田会長。

○会長（前田耕一君） 全然関係ない例なんやけれども、僕はサッカーやっているもんで、サッカーの試合は前半、後半45分の試合をやっていますわね。今ロスタイムとか、インジュリータイムというて時間をとめて、例えばロスタイムが3分とか5分という表示が出ると、そういうことやっていますけど、昔はそんなん一切なかったんですわね。それで、だから故意に例えばボールを遠いところへ蹴ってしもうて。

○部会長（服部孝規君） 時間を稼ぐ。

○会長（前田耕一君） 時間稼ぎ。倒れて痛い痛い言うて起きやんとおって、時間ロスという方法も作戦でとっておるケースもあったわけやな。そんなんがあるもんで、ロスタイムというのを設けようとなったんやけれども、そのときに突出したんは、やっぱり45分やわな。45分のうちの1分か2分やないかと。あと43分の間に納得あるプレーができやそんでええやないかという意見も結構あったけれども、結果的には今ロスタイムというのは認めてやっています。しかし、どこまで認めるかというのは主審の判断でやっているもんで、最高5分と決めておるんさ、基本的に。その中で3秒とろうが

1分とろうがそのプレープレーの、それでもまだ遠いところへボールを蹴るのがあるもので、ボールボーイみたいなのを置いてすぐにボールが出るようにして、できるだけロスがないようにしているんやけれども、最初はやっぱり認める認めないにしても、含める含めないにしても戸惑うと思うんやけれども、そんなしょっちゅうあるケースやないし、その流れが決まってしまえば、1回2回繰り返していくうちにルールはルールとしてみんな市民権を得て、お互いに理解していけると思うもので、こんなケースはどう、こんなケースはと考えやんと、単純に含める含めやんで決めて、運用で特別問題ないんじゃないかなと思うけどな。

○部会長（服部孝規君） 一致が得られれば、きょうもうちょっと検討部会としての意向を議会運営委員会の委員長さんにもお伝えをしようと思うておったんやけれども、今現段階で割れているんで、意見がね、含める含めないについて。だから、一緒にするという事についてはもう一致しているんやけれども、含めるか含めないかについては割れているんで、この問題については、議運の委員長さんはこの3月議会はもう現行ルールでいってほしいと。要するに、今もうその議論をして、例えば来週議運を開いてそこでどうこうするというようなことでなくして、3月議会はもう現行ルールでいくと。つまり今の現行ルールでね。当面6月やね、6月までにそれをはっきりさせるというふうなことで進めていくということによろしいかね。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それがもし6月の段階で決まらなきゃあ、また6月も現行ルールでいかなしゃあないと思うけどね。とりあえずそんな形でとりあえずきょうのところは意見をいただいて、それぞれ聞いてみたんですけれども、割れましたんで、これまた会派の中でも一度議論いただきたいなと思います。そんな中で、またこの場で議論することにもなると思うんで、別に一本にまとめてもらおうという、例えばうちの会派は含めるほうでいいとかということでもなかってよろしいんで。

○部会員（高島 真君） 意見があったことをそのままもってきたらいいと。

○部会長（服部孝規君） そうそう。一度拾ってもらえますかね、意見。それも含めた形で、次回この議論をするときに出示してもらおうということはどうですかね。議長、それでもよろしいか、進め方はよろしい。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、きょうのところについては結論が出なかったということで、先送りさせていただきます。ただ、さらに検討を進めていくということで。

必ずこの資料も渡してもらって、会派で一応説明いただいて、議論だけはしていただきたい。意見も、こんな意見が出ましたということが報告できるようにはしていただきたいというふうに思います。じゃあ次行ってよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ3番目、公聴会制度及び参考人制度について、請願者の説明機会についてということをやりたいと思います。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料6、カルテをごらんいただきたいと思います。

この検討課題につきましては、公聴会制度及び参考人制度、これは地方自治法のほうでそういった

制度があるわけなんですけれども、実際に亀山市議会では、この公聴会とか参考人ということをやったことがありませんもんで、マニュアル的なものをつくっておいたほうが良いということで、この運用方法の検討ということで課題に上げてございます。

それとあわせて、最近他市の議会では、請願が出たときに請願者から趣旨説明を委員会で受けたりという議会が出てきております。じゃあ、あわせてこの請願者の説明機会についてもちょっと検討をしていこうということで、セットでこの2つが上がってございます。他市議会では、こういった請願者の説明機会を議会基本条例の中に位置づけているところもございます。

もしじゃあ亀山市が、請願者が説明をどうしてもしたいというふうなことになるれば、この参考人制度を今としては使うしかないかなということで思っておるわけなんですけれども、これをわざわざ参考人制度というふうなことじゃなく説明機会を設けられないかなということで検討しておりました。

そして、他市の議会では、請願者が請願を持ってきたときに、請願者の趣旨説明を委員会でしたいかどうかというのを確認している議会もございます。本人さんがしたいということであれば、旅費は出さずに、逆に委員会側からちょっと説明をしてほしいと委員会から言った場合には、その実費の旅費を出すというふうな議会もあったということで、ちょっとその辺の旅費の扱いもありましたので、次の資料7になるんですけど、全国議長会のほうに、請願者による請願の趣旨説明を設けることについてお尋ねをしました。

まず1番目として、趣旨説明を行う場合に、本人が趣旨説明を申し出たとき、また委員会が審査のために趣旨説明を求めたときと、それぞれについて旅費の費用弁償をすべきかどうかと。する場合の根拠もということでお尋ねをしました。そうしたら、いずれも費用弁償すべきであるとの回答が来ました。それはなぜかといいますと、請願者を趣旨説明に委員会に出席させるためには、事務手続上、地方自治法の参考人制度によることが適当であるということで、やはりその委員会で発言できるのは、基本まずは議員の皆さんと執行部になります。第三者がそこで説明をするというのは想定をしていないと。ですので、それをする場合には、この参考人制度を適用するというようなことだと思います。

そして、この場合、市の議会等に出頭、参加した者の実費弁償について定めた条例により旅費等を支給することになるかと思われる。ただ、本人の申し出による場合と、委員会から求めた場合とでは事情が異なるとして、条例による費用弁償の内容に差をつける場合もあるかもしれない。

請願者による趣旨説明については、議会改革のもと議会基本条例のみで根拠を定めている市議会が多く、まだ法律が追いついていない状況であるというふうなことでございます。ですので、この回答を受けた限りでは、請願者の説明機会は、その根拠はやはり参考人制度を使わないといけないのかなというふうに思っております。参考人制度を根拠としながら、この請願者の説明を受けるルールといえますか、そういったものをつくっていくべきなのかなというふうに思っております。

それから、問2といたしましては、委員会が請願の紹介議員に対して趣旨説明を求めた場合は、会議に出席したとして旅費を支給する必要性について確認をいたしました。この紹介議員の説明というのは、亀山市議会でもあります。実例はございます。この答えといたしましては、紹介議員による請願趣旨の説明については、会議規則における委員外議員の発言と紹介議員の委員会出席によって可能であり、この場合は会議への出席義務を生じるため費用弁償が発生するというふうなことでございました。これはどういうことかといいますと、下にちょっと抜粋を挙げてございます。

まず、委員外議員の発言は会議規則の111条ですが、委員会は、審査または調査中の事件につい

て必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。それから、委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めるというふうなんがうたわれているわけですけれども、ここで委員会は、委員外議員の出席を求めて意見を聞くことができるとございます。

それから、134条では、紹介議員の委員会出席という規定がございまして、委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。そして、紹介議員はこの要求があったときは、これに応じなければならないという明確な規定がございまして、紹介議員という立場で委員外議員という立場でそこへ出席する場合であっても、やはり出席義務が生じるということで、費用弁償も発生するということだと思います。

それから、問3は、会議規則に請願のところがあるわけですけれども、紹介議員の委員会出席の規定はこの134条にございます。ここに請願者の出席についてもここに併記すべきかというのを確認いたしました。そうしましたら、やはり請願者の趣旨説明は参考人制度によるということからすれば、請願の章に規定することは望ましくないということで、この会議規則に請願者の出席というふうなことを、今でいうと134条あたりは紹介議員のことが書いてありますが、こういったところに請願者の出席を入れるということについては、やはり参考人制度を使うということからいけばおかしいというふうな回答でございました。

以上をトータルすると、やはり請願者の趣旨説明というのは、あくまで根拠は参考人制度というふうなことで、別途この紹介者の説明機会ということで、亀山市議会で会議規則を改正してやるとか、そういうことはちょっとおかしいというふうなことかなということで、あくまでつくるとしたら請願者を出席させるための、参考人制度にのっとった請願者バージョンという出席の手順ですか。この手順を申し合わせというか、こういったものをつくる必要があるのかなという結論でございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これ、改めてこの問題で考えさせられたのは、議会というのは、市民の代表である議員と理事者とが意見を交わす、議論するという。それでもって決めていくという。だから、そこに市民が入って議論したら、これは議会、市民の代表ということに議員がならないことになるんで、多分そういう意味でこの中に入っていないだろうと。やっぱりもし市民が直接そういう委員会、正式のそういう場に出て意見を言うということになれば、やっぱり法でいう参考人という形でしかないであろうということです。例えば私ちょっと今度の議案について物を言いたいんで、委員会へ出させてもらえませんかというようなことが認められるということではないということ。だから、あくまでも市民の代弁者は議員であって、理事者とのあれをやるという、それが基本。だから、使うとすればこの参考人制度しかないだろうと、こういうことなんです。

そういう方向で、ただこれを使うということだけ決めても、なかなかじゃあ具体的にどういうふうな手順でやっていくのかとかということがあって、それは新たにつくらな、要綱みたいなものをつくらんならんのかなということは思いますけれども、基礎に置くのは、亀山市の場合は参考人制度という法律にのっとった形で、請願者のあれを聞くということであればそういうのを根拠にしたいという、こういう説明なんです。わかりますか。よろしいですか。わからんことがあったら聞いてください。よろしい。

(発言する者なし)

○部会長（服部孝規君）　じゃあまた具体的な要綱とか、そういうものが出来た段階で再度また議論いただくということでいきたいと思います。根拠はもう法律でいう参考人制度を根拠にするということだけ確認をきょうはいただきたいというふうに思います。

10分間休憩します。

午前10時53分　休憩

午前11時04分　再開

○部会長（服部孝規君）　では再開をいたします。

その他の項に入りますけれども、一つ資料をつけさせてもらったのは、これ私が持っている問題意識なんですけれども、今現在亀山市議会は代表質疑というのをやっています。代表質疑というのを、今回も皆さん聞かれて感じられたと思うんですけれども、どうしても今度の予算編成の内容であるとか、方針であるとかというところをどうしても聞きたいということになってくると、議案というよりは、もう一般質問的な内容になっていかざるを得んのかなあというのがあるんですよ。例えばこの予算とか、この事業についてというようなことやなくして、広く今後亀山市をどうしていくんやみたいな議論になっていくと、特定の議案とかというんやなくして、市政をこの1年間どうしていくんやみたいな議論にならざるを得ない、来年度予算に関してはね。それやったら、もう質疑とせず、質問としたほうがええんやないかと。そうすると、いわゆる意見を述べてはならないとか、議案から外れてはならないとかという制約がなくなってくるんで、その点でこれ事務局のほうで調べてもらいまして、各市どんなふうになっているかという、これ説明してもらおうか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君）　それでは、お手元の資料8、県内の代表質疑の質問状況というA4の横の表を見ていただきたいと思います。

県下14市のうち、代表質疑をやっておるのは桑名市と亀山市だけございます。

亀山市は、3月の当初予算と9月の決算に関して代表質疑をやっておりますが、桑名市は代表質疑でも3月の予算だけというふうなことがまず一つございます。

続いて、その他のいなべ、四日市、鈴鹿、津市、松阪、熊野、ここについては代表質問を設けております。基本3月が多いわけでございますけれども、津市と熊野は毎定例会となっておりますが、それ以外は3月ということで、その範囲ですけれども、やはり今部会長が言われましたように、3月は施政方針を市長さんが言われますので、その施政方針に対する質問ということが、このいなべ、四日市、鈴鹿、このあたりは施政方針、予算編成方針に対しての質問をやっておるというふうなことでございます。

津市は、もう市政一般に関する質問、議案も可ということでやっておりますけれども、主なところは施政方針に対して質問をやっておると。

亀山市の場合ですと、施政方針に対する質問というと、これは議案ではございませんので一般質問というふうな扱いになってしまいますが、こういうことを代表質問としてやっているところが多いと。

会派要件としては、2人以上もしくは3人以上、これも市によってばらばらでございます。

ただ、一番右の欄、代表と個別の状況ということで、例えば代表質問をしてなおかつ個別もできるかという部分については、ほとんどが両方をやることは不可と。1人の議員さんが両方やることは不可と。熊野市は、たまたま代表も個別も可となっておりますが、それ以外は一応いずれか一方という

ふうなことでございます。

以上が県内の状況でございます。

次のページ、参考までに代表質問の解釈がつけてございますので、またごらんをいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 私が頭の中にあるのは、3月の定例会だけ代表質問にしてはどうかと思っています。だから、今回もう終わっていますので、もしそれをやるとしても、もう来年の3月までないのかなというふうに思っていますけれども、ちょっと皆さんにこういう代表質疑でなく代表質問に変えてはどうかという点についてご意見をいただきたいなと思います。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ぜひ私はやっていただきたいと思います。

今、代表質疑で、会派が今6つですか。

○部会長（服部孝規君） 6つやな。

○副部会長（森 美和子君） 順繰りで順番決めてやっているんですけど、大体その代表質疑をする内容というのは大体決まってきた、6会派あった6番目になると非常に難しい部分がありますので、やっぱりこの代表質問という形で、1年間どう市政運営をするかという市長の施政方針に対して問うていくということをやっていたほうがいいんじゃないかなあとと思います。

今回の予算決算から総括40分、個別30分というルールづくりもきちっとなされていっているのでも、でも代表質問と代表質疑があるということですか。

○部会長（服部孝規君） いやいや、僕が思うておるのは、代表質疑をなくして代表質問にするということ。だから、個別の議案質疑はもちろん残るし。

○副部会長（森 美和子君） そうですよ。予算決算で総括できちっと全員が参加でやるので、私はその考え方でいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 別にきょう結論を出すわけやないんやけれども、とりあえず今意見のある人だけでも聞いておこうかなと思って。

渡邊室長、伊賀の説明。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 伊賀は、3月定例会のみ施政方針、または教育行政方針、予算編成方針に対してやっておりましたけれども、もう27年3月をもって廃止をされたのと、やめたということでございます。過去はやっておったと。

○部会長（服部孝規君） そうですね、はい。

○議事調査室長（渡邊靖文君） どうしてもここに書いてありますように、個別具体的な話に踏み込めないため廃止というふうなことでございました。

○部会長（服部孝規君） それじゃあこれも投げかけだけさせてもらって、また会派でも、これ一番早い時期で来年の3月議会からということになるんで、もしやるとしたらね。そういうことで考えればまだ時間はあるということで、これも一度議論いただけますか。これは、検討課題に上げるかどうか決めなあかんでね。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そうです。今現在検討課題に上がっておりませんので、上げるとなればカルテを起こしますけれども。

○部会長（服部孝規君） そうやな。そこから聞かなあかんね。検討課題にするかどうか、そこを決めていかないとあかんね。検討課題にするのであれば、この1年かけて議論をしていくということになるし、これも現状でいいということであれば、もう検討課題では上げないということになるし、いかがですか。個々に言うて、それだけは、意見を。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） これは確かに検討する必要があると思います。

○部会長（服部孝規君） ほかはどうですか。やるかやらないかというんじゃないしに、検討課題にするかしないか。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 検討していくのは、僕も十分検討していく必要があると思います。結果はまたあれだと思いますけど。

○部会長（服部孝規君） よろしいか、検討課題にするということで。そうやで検討課題にした結果、今までどおり代表質疑ということも当然あり得るんで、これは。だから、それはどうなるかわかりませんけれども、一度他市の状況を見ても結構なところが代表質問をやっているんで、一度これを参考にしたい。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 検討課題にするに当たっては、他市みたいに毎定例会でやっているところもありますし、3月定例会のみのところもありますんで、全体的に検討するという意味でよろしいですか。

○部会長（服部孝規君） そうやね。多分言われたように代表質問をやったのと個別のはどうするんやと、両方できんのかというような問題もあるだろうし、時間の設定の問題もあるしね。そんなことも決めていかなあかん。だから、やるとなったときには、そういう具体的なことまでしていかならんと思うんですね。それじゃあ検討課題に上げるということだけきょうは確認いただきたいと思います。

その他のところで意見があればいただきたいと思います。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ぜひカルテのほうに上げていただきたいと思っているのが、私も昨年1年間監査をさせていただいて、今監査は質疑も質問もできませんが、予算にかかわること以外のことであれば質問は可能ではないかと思うんですが、そこをカルテに上げていただいて一回検討をしていただきたいと思うんですけど、監査も質問ができると。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 監査もそうなんですけど、副議長もどうなんかなあと思うんですよ。

○部会長（服部孝規君） 副議長はできるの。ただ、副議長の判断でやっていないというのが今までのあれやもんで、してはならないということではない。

○部会員（西川憲行君） ああ、そうなんですか。慣例でやっていないだけで、やってはならないじゃないですね。監査はやってはならないということですね。わかりました。

○部会長（服部孝規君） そうそう。監査はできませんということで。

副議長はできないとはうたってないの。

森副部長。

○副部長（森 美和子君） 私、今回障害者差別解消法の質問をさせていただいたんですけど、あれももう1年前からそういう動きがあって、だからそういう制度的なものであれば、別に予算にかかわることとか、決算にかかわることではないので、一般質問でさせてもらいたいなあと思っていたんですけど、それも質問ができないということに縛られてしまったので、そこに予算とか決算にかかわっていくものでなければいいんじゃないかなあと思うんですけど。

○部長（服部孝規君） 私は監査の経験がないんであれなんだけれども、多分その監査をやっている中で、ちょっとこれ問題やなと気づく行政の中のいろんな問題があると思うんですよ。それをそれじゃあ監査委員をやっている1年間のときには質問はしてはならないけれども、終わってからはオーケーということやね、これ。だから、そうなってくると、何も別に在任中でも、そういう行政のかかわりの中で気づいたことについて一般質問をやったりとか、それから決算と全然関係のない議案というものもあるわけですよ。そういうようなものについて議案質疑をしたりとかというのは、別に監査委員をやっていることによって何かプラスがあるわということでは必ずしもないんで、ある程度認めていってもいいんじゃないかなという。ただ、自分がかかわった決算に関して物を言うのはもう絶対だめやろうということは思いますけれども、そんなこともちょっと議論していったらどうかなということですよ。どうですか。

前田会長。

○会長（前田耕一君） 直接監査業務に関係ない部分とか、その辺についてやったら、これは当然論外の話なんやけれども、監査委員という身分に対してある程度、質問とか質疑が制限されているという何かルール、きちっとあるのかどうかというのは、僕はようわからんままで監査はだめと思うておるだけであって、その辺、室長、何かある。

○部長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 県下14市中12市が監査委員さんの質疑を認めておりませんので、一度監査委員さんがしていない理由と伺いますか、ちょっとそれは一度ちょっと全国議長会等でも一回調べてみます。

○副部長（森 美和子君） 鳥羽はやっているもんね。

○部長（服部孝規君） 鳥羽はやっているの、なるほどな。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕は議論するのは何でもすればいいと思うんですけども、基本的に監査を受ける時点でそんなことはもうわかっておることなので、できないということが。

○副部長（森 美和子君） それは今までのルールやん。

○部会員（高島 真君） そうそう、今までのルールでわかっていたので、それがどうこうできないからできるようにしてくれとか、不都合なルールは変えていけばいいと思うんですよ。納得いかないルールやったら変えていけばいいと思うんですけど、今まであったということは、何らかの関連性があってやってきたと、そうやってできないよということになってきたということも踏まえて議論をしていけばいいと思います。

○会長（前田耕一君） 議論の余地がいっぱいあるわけやからな。

○部会員（高島 真君） そうそう。

○部会長（服部孝規君） いずれにしても、ちょっとその辺の根拠、代表質問なんかは結構いろんなところでありそうで、それから反問権も市によって対応が割れておるんやけれども、この監査委員に関してはもう圧倒的にできないとしている市が多いという状況なんで、何かあるのかもわかりません。だからその点も含めて、ちょっと次回までに資料をそろえていただいて、その上で、それを見た上でやってきたいと思う。とりあえず検討課題に上げるかどうかを。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 検討課題に今ここで上げるということやなしに、上げるのかどうか資料を一遍見て、それからこれは検討課題にしようにと、もう一遍ね。

○部会長（服部孝規君） なるほどね、わかりました。それじゃあそういう資料をそろえていただいて、次回の中で議論した上で検討課題にすべきだということになれば検討課題に上げるというふうにしたいと思います。そういうことやな、了解。

他にありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） なければ、私のほうから次回の開催日ということで、4月なんですけれども、結構4月、私たち教育民生委員会はタイトですので、できれば4月11日の広聴広報委員会の午後1時からというのができればありがたい。

（「異議なし」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあもう4月11日の午後1時からということで予定をさせていただきます。

以上で議会改革推進会議検討部会を閉会します。ありがとうございました。

午前11時26分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 11 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規